

	新潟市教育委員会 平成23年9月 定例会会議録			
日 時	平成23年9月6日(火) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	山 田 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	鈴 木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	生涯学習課長	玉木 一彦
	教 育 次 長	朝妻 厚雄	教職員課長	遠藤 英和
	教 育 次 長 中央図書館長	邊見 敏彦	総合教育 センター所長	吉原 修英
	教育総務課長	前田 秀子	学校支援課長	高橋 恒彦
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	学 務 課 長	高橋 豊	生 涯 学 習 センター次長	和田 明彦
	施設課長補佐	熊倉 勇介	中 央 図 書 館 企画管理課長	内山 正之
	保健給食課長	吉崎 熊勝	中 央 図 書 館 サービス課長	山下 洋子
			教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋
		教育総務課主査	杉 本 浩	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第17号	平成23年9月議会定例会の議案について (1) 平成23年度新潟市一般会計補正予算について (2) 新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の制定について (3) 新潟市公民館条例の一部改正について
報告 (1件)	記 号	件 名
		新潟市教育委員会表彰の選考結果について
協議題 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 沢野委員、齋藤委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 付議事件、議案第17号「平成23年9月議会定例会の議案について」、学校支援課からお願いします。

○学校支援課長 平成23年度補正予算における学校支援課所管分についてご説明いたします。

このたび提案いたしますのは、緊急スクールカウンセラー等派遣事業実施に伴う歳入、歳出同額994万1,000円の補正予算でございます。歳入は、国の委託金で100%国の支出となっております。この緊急スクールカウンセラー等派遣事業は、現在、本市が実施している国の補助事業、スクールカウンセラー活用事業と同じ事業ですが、対象が東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、市内の学校・園に転入してきた園児・児童・生徒等に限定されております。

本市としては、この事業により、被災した子どもたちへの心のケアや教職員、保護者等への援助及びスクールカウンセラー等の派遣の充実が図れるものと考えております。具体的には、現在いる27名のスクールカウンセラー等を派遣して、被災した子どもたちの心のケアなどにあたる予定としております。ちなみに、8月25日現在、被災地からの転入園児・児童・生徒数は252人で、4月当初の約2倍となっております。避難生活の長期化に伴い、今後、ますます心のケアの必要性が高まり、学校・園からの当事業実施希望が増えることが予想されます。本市に避難、転入してきた園児・児童・生徒が新しい環境に適応し、安心して学校生活を送ることができるよう、当事業を生かして支援してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これにつきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○佐藤委員 まず、人数ですけれども、先ほどの報告ですと350人程に増えているのですけれども。

○学校支援課長 流動的ですが、私どもが集計した時点、8月25日現在で申し

上げましたが、今はもう少し増えております。

○佐藤委員

派遣回数は一人あたり4回ということになっているのですが、同一人物のカウンセラーがカウンセリングをするということですか。

○学校支援課長

国に要求するとき、申請内容の1行目にあります152人の子どもたちに対し、現在、27名いるスクールカウンセラーを全部あてはめていったとき、試算するとこのような形になるということでもあります。

○佐藤委員

ここには、臨床心理士あるいは準ずる者で報酬が違うのですが、この27名の内訳というのはどのようになっていますか。

○学校支援課長

臨床心理士が14人、児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の関係者ということでお二人、これで16人になります。この方々がいわゆる臨床心理士と同じ形になり、準ずる方というのは、市教育委員会が定めた条件に該当する方ということで、こちらは11人となります。

○佐藤委員

その程度によって、臨床心理士あるいは準ずる人たちがカウンセリングにあたるということですか。それとも、一応、全部プロの、ハイレベルな人が子どもたちをみて、この子は準ずる人でも大丈夫だとかというジャッジをしていくのでしょうか。

○学校支援課長

基本的には、学校に配置しておりますので、学校単位でどなたに行っていただくかということになっています。ただ、症状によって、特別な対応を要するという事になったときには、臨床心理のまとめ役の方にご相談して、対応していくという方法をとっております。

○佐藤委員

27名で91校になってしまって、大変ですが、予算的には大丈夫なのですか。

○学校支援課長

今のところは、私どもの計算ではうまくいくようになっています。増えない方がよいのかもしれないとも思っていますけれども、増えても大丈夫なようになっています。

○齋藤委員

2ページの申請内容の◆の3番目の派遣カウンセラーの部分で、「既に全中学校、高等学校及び18小学校に配置しているカウンセラーを基本とし」とありますが、これはすでにいらっしゃるわけですね。新潟市にいらっしゃるわけですね。

○学校支援課長

緊急スクールカウンセラー等が要求される前から、新潟市の事業として27人を派遣しているという形になっています。通常、これまで派遣してきた方を、今回、緊急にもお願いしていくと

ということです。

○齋藤委員

従来のカウンセラーの方は、それだけ回数、そのほかの負担が多くなるということですか。それとも、今までのカウンセリングをしていた回数を減らして、その分を回すということですか。

○学校支援課長

その辺は実態に応じてでありますので、定められた時間の中で、例えば5時間分を学校、そもそも新潟市の子どもたちの対応にあたり、そこにプラス2時間をとるように。計算上はお金が違いますので、そこですみ分けをしていますが、あくまでもニーズに応じて派遣しております。

○齋藤委員

そうでないと、これに対する予算が増えるということはおかしいですね。

○学校支援課長

あくまでも心のケアの部分については被災し避難している子どもたちということになっております。

○沢野委員

確認になりますが、その27名は、現在、学校を回っていらっしゃるカウンセラーの方で、先ほどの臨床心理士の方や準ずる方とかという構成になっているわけですね。

○学校支援課長

そういうことです。

○山田委員

27名というのは、新潟市在住の方ですか。その専門性というのは、今まではどちらかというと、いじめ対応や不登校対応などで各学校を回っているのだらうと思うのですが、震災対応というのはよく分からないのですが、以前、長岡で震災対応がありましたよね。これは阪神大震災から始まった形だと思いましたが、そういう対応は大丈夫なのですか。

○学校支援課長

お二人ほど新潟市外の近隣の方がおられますが、25名は新潟市在住です。

心のケアのほうの対応ですが、今のところ、PTSDや食欲不振、おなかが痛いとか、爪をかむ、指しゃぶりをするなどの仕草が出てきているとか、そういったことが出ています。あとは不適応行動なども出てきており、基本的にはスクールカウンセラー等が臨床心理士会と提携して研修を行っていますし、この事業を引き受ける3月末に1回研修会を、いわゆる震災対応をして特にどのようなことに配慮していったらいいかということを講習していますので、今のところ、トラブルがなく進んでおります。

○委員長

一つだけ質問させてください。子どもたちと保護者というのは密接に悩みが関連しているのですけれども、スクールカウンセラーだけで対応できる場合とできない場合というのがあ

○学校支援課長

○委員長

○地域と学校ふれあい推進課長

ですけれども、その場合は臨床心理士のほうから何かの機関にかけあっていただくとか、そういうことはあるのでしょうか。

状況に応じて、関係機関との連携も図っております。

ほかにはないでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、地域と学校ふれあい推進課をお願いします。

地域と学校ふれあい推進課でございます。資料3ページをお開きください。「新潟市立学校の施設の開放に関する使用料条例の制定について」をご説明申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、昨年度実施されました事業仕分結果を受け、受益者負担の考えから、学校開放利用団体に電気料相当額を使用料として負担していただくためのものがございます。この利用団体の負担につきましては、昨年度の2月議会で審議・議決をしていただき、今年度予算化されているものがございます。今回は、徴収に際して、より公平性、透明性を高めるとともに、徴収を免除する規定を設けるために条例化するものがございます。

条例の概要につきまして説明いたします。最初に、徴収方法と金額です。屋内施設を年間通じて、1週間に1回2時間定期的に利用する団体については、原則、年度当初に年間使用料として徴収させていただきます。金額は8ページ上の表に記載してあるとおり、1団体あたり年額、体育館は16,000円、武道場は8,000円、教室等は4,000円でございます。この金額の算出方法は、1時間あたりの使用料を基として、1回2時間、年間で40回利用することを想定して算出しております。1時間あたりの使用料は、2月議会で議決いただいた金額と同じでございます。体育館は200円、武道場は100円、教室は50円でございます。

次に、屋外ナイター施設の使用料につきましては、8ページの下の方をご覧ください。記載の東区、中央区、江南区、西区の学校では、これまでも実費として、利用団体からご負担いただき、徴収させていただいておりました。その金額をそのまま使用料としてここに設定し、西蒲区の3校を加えたものがこの表でございます。屋外のナイター施設を年間一括徴収することは、施設によってはかなり高額になることから、30分単位の利用券を発行し、利用前に徴収させていただく予定です。11枚分の金額で12枚分を発行いたします。

次に、使用料の免除団体でございますが、小中学生の育成や地域振興を目的とする団体の利用については免除いたします。

次に、還付について説明いたします。基本的には納入いただいた使用料は自己都合で活動を休む場合は還付いたしません
が、屋内施設の定期利用団体で、団体の責めによらない理由、
例えば地震などの災害によって学校が避難所になった場合は使
えませんが、そのような場合を差し引いて、年間の使用日数
が 40 日を下回った場合、下回った日数に応じて、1 日あたり 2
時間分の使用料を還付いたします。

条例の施行日は、平成 24 年 1 月 1 日を予定しております。当
初は 10 月から徴収をさせていただき、議会で議決をいただき
ましたが、利用団体への周知について、すでに 5 月、6 月に 8
区で説明会を実施いたしました。今回の条例が議決された後、
もう 1 回説明会を開催いたしまして、徴収方法について、さら
なる周知を図ってまいる予定にしております。

以上で概要の説明を終わります。よろしくご審議をお願い
いたします。

○委員長

ありがとうございました。

今までの説明で何かご質問等、ご意見はございますでしょ
うか。

○山田委員

前のときにお聞きすればよかったと思いますが、今、ここ
に出ているのは、初めて徴収するのですね。グラウンド分につ
いても。違いますか。

○地域と学校ふれあ
い推進課長

グラウンドのナイター施設はこれまでも実費を徴収させて
いただいております。

○山田委員

今まではグラウンドだけはとっていたということですね。分
かりました。

○沢野委員

6 ページの下の、体育館、武道場などが書いてある中の「ピ
ロティ」というのは何ですか。

○地域と学校ふれあ
い推進課長

ピロティというのは、建物を柱で支えて、その上に、例えば
体育館などの建物がありますが、その 1 階部分が空間になっ
ていて、活動できる場所、具体的に申しますと、新潟小学校で
あるとか、明鏡高校にその施設があつて、ほんの一部の施設に
だけあります。ただ、学校開放をしているのは明鏡高校のピロ
ティのみでございます。特に雨天や冬場の屋外での野球やサ
ッカーのトレーニング用に使っているのが現実です。

○委員長

ほかにないようですので、ありがとうございました。

続きまして、生涯学習センター、お願いします。

○生涯学習センター
次長

資料 9 ページをお開きください。「新潟市公民館条例の一部改
正について」でございます。今回の公民館条例の改正の理由で

ございますが、9ページの1番に記載しております。合併の時点で公民館の使用料につきましては、有料の館、無料の館が混在する状況で、当分の間、混乱を避けるために従来どおりということで、現在も一市多制度の状況が続いているということです。今回、同じ考え方で、同じ尺度で使用料を統一しまして、利用者間の公平な利用を図りたいという理由でございます。

内容につきましては、2番の概要のところに書いております。主に5項目ございます。今回の柱は5番の使用料を改正するというところが柱で、1番から4番につきましては、これにあわせて必要な改正を行うということでございます。施行日といたしましては、平成24年4月1日からということで考えております。

続きまして11ページをお開きください。11ページに、使用料を中心とした制度統一について記載しております。1番の使用料についてでございます。使用料統一の必要性につきましては、一つの考え方として、受益者負担の原則に立つという考え方、二つ目、公平性の確保。公平性の確保といいますと、先ほど申し上げましたが、合併後、市内で制度がばらばらになっているということで、統一を図る必要があるという考え方でございます。3番目として、公民館運営審議会代表者会議の中で合意をいただいた意見がございまして、使用料として利用者が負担をすることはやむを得ないと。ただし、光熱水費、管理委託費を含めて、なるべく安価な料金設定が望ましいという考え方をいただいております。

この1番、2番、3番の考え方に従いまして、具体的な料金を検討してきた結果、(2)として、具体的な使用料の考え方でございますが、1番として、これまで制度が不統一な中で、1時間いくらという設定をしている館もあり、一方で、午前、午後、夜間といったコマ割を設定する館もあるということで、できるだけ利用の機会を多くするという考え方から、基本的にはコマ割で統一したいということが第一でございます。

二つ目として、具体的な料金設定でございます。公民館運営審議会の代表者の意見をいただき、その考え方を基にいたしまして、電気、ガス、水道、といった光熱水費、清掃、警備などの委託料を基礎とし、貸室部分1㎡あたりの時間単価を出しまして、これが2.29円でございますので、これを基にいたしまして、ご利用の時間、利用する部屋の面積を掛けていくという考え方で統一したいということです。

三つ目、負担軽減措置の考え方でございます。単価が同じでございまして、大きい部屋は比例して料金も高くなるという現象が当然出てまいりますので、200 m²以上の大きい部屋、ホールや運動室といったところについては、単価を軽減して、1.8円の単価で計算するという考え方です。二つ目でございます。これまで時間貸しをしていた館もございましたので、実際は2時間しか使わないという団体もいらっしゃいます。しかしながら、例えば午前中ですと3時間の、9時から12時までのコマになってまいりますので、その辺は軽減措置が必要だということで、3時間のコマについては2.5時間換算をします。4時間コマについては3時間換算をするということで、軽減措置をとり入れたいという考え方です。

今の考え方を基にいたしまして、具体的な事例といたしましては、そこに表がございまして、この表は各区の基幹公民館の大体同じくらいの大きさの部屋の料金表でございまして、最初に、北区の豊栄地区公民館の事例がございまして、これまでですと、時間単価100円の設定でございました。したがって、午前中3時間で300円だったものが、今回、新しい考え方ですと200円になるという考えです。以下、同じでございまして、部屋の大きさが変わりますので料金も変わりますが、今までとは違って、全く同じ基準で料金設定するという考え方でございます。

具体的には配付資料の48ページでございまして、48ページ以下に、各館の現在の料金、右側には改正案としての料金を並べております。例えば中央公民館で申し上げますと、現在は無料でございます。改正後はこのような料金案としたいということでございまして、中央公民館については従来のコマをそのまま動かさずに、今のコマでいくという考えです。その下に、豊栄地区公民館がございまして、先ほど少し説明しましたが、豊栄地区公民館は時間いくらという規定になっておりまして、現行料金は時間単価が記載してあります。右側は新しい考え方で、コマを設定して料金設定をするという考え方で、以下、個々の説明は省略いたしますが、ご覧のとおりでございます。

11ページに戻っていただきまして、④減免制度を取り入れるというところでございまして、ここに記載してございますように、コミュニティ協議会、自治会、PTA、育成協などの公共的団体については減免対象としたいと。さらに、社会貢献的な活動を行う団体につきましても、視野に

入れ、減免適用させていきたいと考えております。

歳入の見込みでございます。現時点での見込みでございますけれども、概算で、平成21年度決算として約900万円の歳入がございますが、制度を統一することによりまして、4,500万円の増額を見込んでおり、トータルで5,400万円の歳入になるであろうという見込みを立てております。

その他の調整でございます。開館時間・閉館時間は、今までの考え方ですと、全部ばらばらでございますが、8時半開館のところと9時開館のところがございます。この辺は実際の利用実態にあわせて9時開館で統一したいと。閉館時間につきましてもばらばらでございますが、基本的には夜間は9時半で閉館という考え方でございますが、地域によって10時まで開館していたほうが良いという地域もございますので、10時閉館の地域も残すと。休館日につきましては、ここに書いてありませんが、これも制度がばらばらでございますので、年末年始以外は、原則、月1回定期的に建物の点検が必要だということで、例えば第4月曜日に月1回休ませていただく格好で、今までは毎週1回休むという館もあったわけですが、この辺は解消し、定期的に月1回と改正いたしたいということです。

制度統一の実施時期でございます。平成24年4月1日からと考えております。

参考ということで、市民等への説明ということですが、昨年度3月末から運営審議会、利用者団体、自治協議会等に具体的な説明をし意見をいただいているところでございます。

10ページには、今回の利用料の統一、あるいは制度統一にあわせて条例の改正をしたいということで、左上の表は公民館の並び順でございます。今までは区という発想の並び順ではございませんでしたので、区の並び順で並べ替えたいという考え方でございます。※がついているのは運営審議会を設置しているところでございますが、これも同様に区の順番に並べ替えたいと。右側の表ですが、各地区公民館が所管する分館です。今まで条例に規定しておりませんでした。分館についても条例に盛り込むという考え方でございます。左下の表は、使用料の納付時期についての規定でございますが、利用開始前までに納付するというので、できるだけ便利な形にしたいという改正でございます。

以上、説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○委員長

○佐藤委員

ただいまの説明でご質問、ご意見等はございますでしょうか。受益者負担でそれぞれ平等にやるというのは結構なことなのですが、それによって、4, 500万円の増額になるということは、この増額に対して何らかの形で還元していくお考えはあるのでしょうか。おありになるのであれば、どのような使い方をされるのでしょうか。

○生涯学習センター次長

公民館を使用していただくことによつての収益でございますので、基本的は、施設の維持管理、あるいは備品の整備といったことにあてていきたいと考えております。

○佐藤委員

今まで維持管理はどのようにやっておりましたか。

○生涯学習センター次長

もちろん、市民の方からはいただいておりませんので、市の予算からということでございます。

○佐藤委員

そこに追加されるわけですから、例えば設備を充実させてあげるとか、そういうことも考えていく必要があるのではないですか。今までのように維持管理をして、収入が上がったからそのまま維持管理費に歳入を入れるようでは、我々が負担した分がどこにいったしまったのだということになるわけですね。その辺はやはり、維持管理ではなくて、施設の設備が向上するとか、あるいは使いやすくなるとか、今まで不便だったところを修繕するとか、今までの維持管理ではできなかった、かゆいところに手が届くサービスをすべきだと思うのです。そのあたりの考え方をきちんとしないと、これは議会提案でしょう。議員の皆さんからそういう質問が出たときに、きちんと答えなければいけませんので、そのあたりのところはきちんと議論して、用意していただきたいと思ひます。

○山田委員

私も全く同じなのですが、市民への説明のときに、きちんと、どのように変わるのだということを言わないと、市は儲けているのではないかという話になってしまうのではないかという気がいたします。具体的に金銭ではなくても、何をするのかということも明確に打ち出していったほうが良いと思ひ、当然、それは議会でも問題になることだろうと思ひます。ぱっと見て、いっぱい儲かるのだなと思ひて私は見ていましたが、そこが一番期待される場所でもあるのではないかという気がいたします。

○委員長

ありがとうございました。

私も全く同じ質問をしようと思ひていたところですので、ぜひその辺の具体的なところを打ち出していただいて、ご説明いただければよいと思ひます。

ほかに、どなたか質問はございますでしょうか。

○齋藤委員

前回もお話が出たかと思うのですが、使用料の考え方の4番目、減免制度を取り入れるということです。これは、公民館が幾つかありますけれども、減免対象になる団体などは共通ですね。

○生涯学習センター次長

もちろん、考え方は共通でございますが、具体的な団体名としては、もちろん同じわけではございませんので、それはそれぞれの判断が出てまいりますけれども、考え方としては、基本的には減免基準としては同じでございます。今までの制度ではそこもばらばらでございましたので、統一するというところでございます。

○齋藤委員

この公民館ではこの団体は公共的とみなしません、この公民館ではみなしてくれましたというのがあると、利用する住民には、利用する公民館は一つかもしれないけれども、これは必ず伝わることであって、「など」という表現では非常にあいまいだと思うのです。

もう一つは「公共的団体」、この「的」という言葉も非常にあいまいな日本語でありまして、このところが市民の皆さんから問い合わせがあったときに、なぜこれを認めてくれないのかということで、現場で対応できるマニュアルといったら何ですけれども、もう少し細かく、もし減免制度を取り入れるということになれば、そのようなものがあつたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習センター次長

もちろん、共通マニュアルを作成して対応するために、今、準備を進めているところでございます。どこの館でも同じ対応をすることは当然のことです。

○委員長

ほかにございませんか。ありがとうございます。

では、議案第17号の3件についてご承認をお願いします。

ありがとうございました。

第4 報 告

○委員長

続きまして、報告事項に移りたいと思いますが、これは人事案件ですので非公開といたします。定例会を終了した後に、非公開案件として再開し、報告していただきます。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求めます。

○教育総務課長

10月定例会は、10月17日(月)午後3時30分から、11月定例会は、日程が決定次第お知らせいたします。

第6 閉会宣言

○委員長

続きまして、10月12日をもちまして、任期満了となります山田委員から、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山田委員

今、委員長からお話がありましたように、10月12日が私の任期でございます。長い間、大変お世話になりました。少しだけお話しさせていただきたいと思います。

8年前、10月教育委員会定例会で初めて会議の場に出させていただきました。2時から始まって6時なんていうのは当たり前でした。それがずっと続いている。先生方の負担を軽くしてあげようというような話以上に、教育委員会定例会がもっと短くできないのかということ、私は入ったばかりで考えていました。でも、だれに言うわけにもいきませんので、会議に参加していたわけです。

私は教育委員になる前に、2年間、非常勤で総合教育センターの所長をさせていただきました。その勤務が早く終わるものですから、なおさら会議が長いなという感じを持ったわけです。整理してみますと、センター所長の期間を含めて、ちょうど10年新潟市の教育委員会におります。この10年というのは、教育界では大変いろいろなことがありました。それだけではなく、国全体が次から次へと変わっていきました。ときには、教育委員は何をしているのだ、何もしていないではないかという批判もあつたり、いろいろな出来事がありました。

それに対応するためには、大変時間がかかるものだなというふうに思いました。特に新潟市においては13市町村と合併したと。80万人の人口をかまえて、政令指定都市になっていくと、条例が軒並み変わっていくわけです。そういうことについて、私は大変うといほうでしたので、説明いただく時間が非常に長かったと思っております。

中でも端的なものが、2学期制です。これは本当にいろいろな論があるかと思えます。私たち教育委員も仙台の先進校などを見たり、勉強したり、あるいは教育委員同士で対立して結論が出ない時などもございました。そのようなことで、10年間の変化に対応するため、長時間にわたる論議がされてきたなと思っております。

時代の変化というか、自民党から民主党になって、教育に対する考え方もがらっと変わりました。教員免許制度についても考え方が相当違ってきました。そういうことがたくさんあるわけですが、学校を退職してそのまま過ごしていれば、そういう

ことに触れることができなかつたろうと思っております。教育委員をさせていただいた間にいろいろ勉強することができました。今、考えてみると、幸せだったなと思っております。

事務局の皆さんに会議のたびに、あまりよく知らないのに話をするものですから、ご迷惑をおかけした点がいっぱいあったのではないかと思っております。また、教育委員の皆さんにも本当にお世話になりました。ありがとうございました。今後は、教育ビジョンの完遂といいますか、新潟市の教育ビジョンの内容は新潟市にとって大変素晴らしいものですので、ぜひ、それがうまく進んでいくように祈っておりますし、また脇から応援したいと思えます。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

○委員長

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○委員長
(非公開部分)

午後4時25分、閉会を宣言する。

(報告案件

新潟市教育委員会表彰の選考結果について 報告する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員